

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年6月6日学長裁定)

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における財務及び会計の事務に関する職務権限細則（令和6年12月27日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (職務権限の委任) 第3条 財務及び会計に関する職務権限の委任については、別表のとおりとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年6月6日から施行し、改正後の別表は令和7年4月1日から適用する。</u> <u>別表（第3条関係）</u> 【改正理由】 令和7年4月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。	(略) (職務権限の委任) 第3条 財務及び会計に関する職務権限の委任については、別表のとおりとする。 (略) <u>別表（第3条関係）</u>

記号区分：◎権限者(決裁する者) ○承認する者 ☆起案する者

別表（第3条関係）

[illegible]

※1 旭川医科大学経理細則第8条に規定する所掌の予算単位による。

※2 医事課は病院における診療、臨床検査、病理解剖及びファミリーハウス使用料金に係る債権に限る。

※3 会計課の起案に限る。

※4 医事課の起案に限る。

※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入金に限る。

※6 経営企画課以外の起案を対象とする。

※7 経営企画課の起案に限る。

※8 予定価格調書の作成者。

※9 会計課調達係及び経営企画課病院契約係に係る50万円未満の教育研究の契約に関する事務のうち、教員等による業者の選定及び発注に関するものを除く。

※10 経営企画課及び医事課以外の起案を対象とする。

※11 経営企画課及び医事課の起案に限る。

※12 契約金額250万円以上の場合。

※13 契約金額250万円未満の場合。

※14 検査職員を発令した場合は、発令された当該者が行う。

※14 検査職員を発令した場合は、発令された当該者が行う。

記号区分：◎権限者(決裁する者) ○承認する者 ☆起案する者

別表（第3条関係）

[illegible]

区分	業務種別		役員		病院長	事務局																								臨床検査・輸血部副部長	臨床検査・輸血部技師長	放射線部技師長	薬剤部副部長															
			学長	理事（財務）		事務局長	（総務・教務） 事務局次長	事務局次長 （病院）	総務課			人事課			研究支援課			会計課			施設課			学生支援課			図書情報課							入試課			経営企画課			医療支援課			医事課					
						課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長	担当者											
契約	収入契約	共同研究，受託研究（治験を除く）及び受託事業に関する契約				◎	○※10	○※11										○	○	○	☆					○	○	☆					○	○	○	☆												
		治験に関する契約				◎		○											○	○	○	☆																										
		診療に関する契約				◎		○																								○	○	○	☆													
		売払契約（不動産，物品（図書を含む。））	契約見込額が1,000万円以上の契約				◎	○※6※8	○※7※8											○	○	○	☆	○	○	○	☆					○	○	○	☆													
			契約見込額が500万円以上1,000万円未満の契約					◎※6	◎※7											○※8	○	○	☆	○	○	○	☆					○	○	○	☆													
			契約見込額が300万円以上500万円未満の契約																	◎	○	○	☆	◎	○	○	☆					◎	○	○	☆													
			契約見込額が300万円未満で契約書を作成する契約																	◎	○	○	☆	◎	○	○	☆					◎	○	○	☆													
		契約見込額が300万円未満で契約書を省略する契約																		◎	☆		◎	☆								◎	☆															
		貸付契約	不動産（土地及び建物の短期貸付を除く。）				◎	○													○	○	○	☆																								
			土地及び建物の短期貸付					◎													○	○	○	☆																								
	取得価格が50万円以上の物品						◎※3	◎※7											○	○	○	☆										○	○	○	☆													
	取得価格が50万円未満の物品																		◎	○	○	☆										◎	○	○	☆													
	その他の契約	無償貸付（不動産）		◎	○			○	○											○	○	○	☆																									
		無償借入（不動産）		◎	○			○	○											○	○	○	☆																									
		取得価格が50万円以上の無償貸付，無償借入（物品）						◎※3	◎※7										○	○	○	☆										○	○	○	☆													
		取得価格が50万円未満の無償貸付，無償借入（物品）																	◎	○	○	☆										◎	○	○	☆													
		無償貸付（図書）						◎																									○	○	○	☆												
		寄附受（不動産）		◎	○			○	○											○	○	○	☆																									
		取得価格が50万円以上の無償譲渡（現金，現金等価物及び不動産を除く。）						◎※3	◎※7										○	○	○	☆										○	○	○	☆													
		取得価格が50万円未満の無償譲渡（現金，現金等価物及び不動産を除く。）																	◎	○	○	☆										◎	○	○	☆													
評価額が50万円以上の寄附受（現金，現金等価物及び不動産を除く。）								◎※3	◎※7									○	○	○	☆										○	○	○	☆														
評価額が50万円未満の寄附受（現金，現金等価物及び不動産を除く。）																		◎	○	○	☆										◎	○	○	☆														
知的財産権に関する契約					◎	○																																										
契約書の保管																				◎					◎								◎					◎										
仕様要件の適合判定に係る技術調査																		◎	○	○	☆										◎	○	○	☆														
入札の執行																		◎				◎									◎																	
学長契約印の保管（A）及び代行押印（B）																			◎（B）	◎（A）																												
工事，製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するための監督																			◎				◎	◎							◎																	
給付の完了を確認するための検査 ※14																				◎	◎	◎		◎							◎	◎																

区分	業務種別	役員		病院長	事務局																																臨床検査・ 輸血部副部長	臨床検査・ 輸血部技師 長	放射線部技師 長	薬剤部副部長				
		学長	理事 （財務）		事務局長	（事務局・ 教務） 事務局長次 長（病院）	総務課			人事課			研究支援課			会計課			施設課			学生支援課			図書館情報課			入試課			経営企画課			医療支援課							医事課			
							課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者					課長	所掌課長補佐	所掌係長 担当者	
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の血液の供給契約及び血液検査の請負契約)																																						◎					
	給付の完了を確認するための検査(臨床検査・輸血部所掌の臨床検査の請負契約)																																							◎				
	給付の完了を確認するための検査(放射線部所掌の医療用放射性同位元素の供給契約)																																								◎			
	給付の完了を確認するための検査(薬剤部所掌の医療用医薬品の供給契約)																																									◎		

- ※1 旭川医科大学経理細則第8条に規定する所掌の予算単位による。
- ※2 医事課は病院における診療，臨床検査，病理解剖及びファミリーハウス使用料金に係る債権に限る。
- ※3 会計課の起案に限る。
- ※4 医事課の起案に限る。
- ※5 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び民間金融機関からの借入金に限る。
- ※6 経営企画課以外の起案を対象とする。
- ※7 経営企画課の起案に限る。
- ※8 予定価格調書の作成者。
- ※9 会計課調達係及び経営企画課病院契約係に係る50万円未満の教育研究の契約に関する事務のうち，教員等による業者の選定及び発注に関するものを除く。
- ※10 経営企画課及び医事課以外の起案を対象とする。
- ※11 経営企画課及び医事課の起案に限る。
- ※12 契約金額250万円以上の場合。
- ※13 契約金額250万円未満の場合。
- ※14 検査職員を発令した場合は，発令された当該者が行う。（新設）